

新潟市小中学校PTA連合会規約

(名称および事務局)

第1条 本会は新潟市小中学校PTA連合会(以下「市P連」といい、新潟市内に事務局を置く。

(組織)

第2条 本会は新潟市内の、小中学校単位PTAをもって組織する。

- 2 本会は、その目的を同じくする公益社団法人日本PTA全国協議会ならびに関東ブロックPTA協議会へ加入する。

(区P連)

第3条 本会に行政区に合致した〇〇区PTA連合会(以下「〇〇区P連」という)を置く。

(目的)

第4条 本会は新潟市全体のPTA事業を進め、区P連および単位PTA活動の拡充発展をはかることを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. PTA活動の運営に関する諸問題の研究、ならびに会員の学習活動を高めるための講演会・研究会・座談会等の開催。
2. 児童生徒の健全育成に関する活動および協力。
3. 学校教育・家庭教育の振興充実に係る活動および協力。
4. その他必要と認めた事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長10名以内、理事各区2名+校長理事小中各2名、監査2名。

- 2 役員の任期は1年とし、次期定期総会までその職務を行うものとする。ただし再任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長、監査は総会において選出し、理事は区P連および小中学校の校長会から推薦する。理事の推薦については、必要事項のある場合は、理事会に諮ってこれを定める。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務について会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問の費用弁償は役員に準ずる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名した順序により職務を代行する。
3. 理事は会務を執行する。
4. 監査は会計の監査にあたる。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

①総会 ②理事会 ③本部会 ④委員会

ただし、必要に応じて会長は、理事会に諮って特別委員会を設置することができる。

- 2 会議の開催や表決の委任は、書面、電磁的方法、ファクシミリで行うことができる。

(総会)

第10条 総会は役員と代議員（単位PTA会長と区の代表校長）をもって組織する、本会最高の議決機関である。定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時に開催することができる。総会では次の事項を議決する。

①活動計画 ②予算 ③活動（事業）報告 ④決算 ⑤役員の選出
⑥規約の改正 ⑦その他重要な事項

2 総会は、その構成員の3分の2以上（委任状を含む）の出席により成立する。

3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は会長・副会長・理事をもって組織し、総会の決定に基づく事項及び理事会に委任された事項を処理する。ただし緊急事項においては総会に代わって審議・処理をすることができる。この場合は総会において報告しなければならない。理事会では次の事項を審議する。

①総会の議案 ②内規の制定・改正・廃止 ③各事業計画の報告
④役員の選考 ⑤その他

(本部会)

第12条 本部会は正副会長をもって組織し、会務を執行するために随時これを開く。

(委員会)

第13条 本会に常置委員会を置くことができる。

①教育問題委員会 ②環境対策委員会 ③広報委員会

2 委員会は各区P連より選出された委員により組織し、総会、理事会の決定に基づく事項及び委員会に委任された事項を処理する。

3 委員会の構成、その他必要な事項は、理事会において定める。

(事務局)

第14条 本会に事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長及び職員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 事務局長及び職員は会長の指示に従い事務を処理する。

(経費)

第15条 本会の経費は、単位PTAの負担金および寄付金等をもってあてる。

(報告)

第16条 本会の事業活動及び収支は各単位PTAに報告しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第18条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

付則

第19条 本規約は、平成19年4月1日より施行する。

平成20年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年6月4日一部改正

平成29年6月3日一部改正

平成30年6月2日一部改正

令和2年6月12日一部改正

新潟市小中学校 P T A 連合会区 P 連内規

(目的)

第 1 条 本内規は新潟市小中学校 P T A 連合会〇〇区 P 連の活動に関する細則を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 区 P 連は新潟市の行政区にあわせて設置し、当該区内の単位 P T A をもって組織する。実情に応じて区 P 連をいくつかの地区に分けることもできる。

(役員)

第 3 条 区 P 連に会長を 1 名置く。他に副会長、幹事等を区 P 連の実情に応じて置くことができる。

(市 P 連理事)

第 4 条 区 P 連から市 P 連理事を 2 名推薦する。理事は区 P 連に所属する単位 P T A の会長または副会長とする。再任については所属する単位 P T A の会員とする。

(事務局)

第 5 条 区 P 連に事務局の学校をおき、事務担当者を置く。事務局は区 P 連の事務を取り扱うと共に、市 P 連事務局との連絡調整にあたる。

(事業)

第 6 条 区 P 連では所属するすべての単位 P T A を対象とした区 P 連の大会を年 1 回開催するものとする。ただし 8 年に 1 回は新潟市小中学校 P T A 連合会（以下「市 P 連」）所属のすべての単位 P T A を対象とした市 P 連研究大会を兼ねることとする。また区の教育支援センター等各種団体との共催事業や区 P 連の実情に応じた活動を行うことができるものとする。ただし日本 P T A 全国研究大会開催年度及び日本 P T A 関東ブロック研究大会開催年度は、原則として市 P 連研究大会及び各区 P 連研究大会を行わないものとする。

2 区 P 連総会には、市 P 連会長及び当該区 P 連担当副会長の参会を求めることとする。

(経費)

第 7 条 区 P 連の経費は、新潟県 P T A 安全互助会よりの集金事務手数料及び市 P 連よりの助成金等をもってあてる。ただし実情に応じて所属する単位 P T A から会費を徴収することができるものとする。

(内規の改廃)

第 8 条 本内規の改廃は市 P 連の理事会が行う。

付則

第 9 条 本内規は平成 19 年 4 月 1 日に制定し、平成 19 年度より適用する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 1 月 20 日一部改正

平成 31 年 1 月 19 日一部改正

新潟市小中学校PTA連合会役員推薦内規

（目的）

第1条 本内規は新潟市小中学校PTA連合会規約第6条に基づき、新潟市小中学校PTA連合会の役員のうち、会長、副会長、監査の推薦に関する細則を定めることを目的とする。

（選考委員会）

第2条 選考委員会は理事会の中に設置し、各区の理事または各区の代表1名を選考委員に充て、更に市P連顧問代表1名を相談役として加えて計9名で構成する。委員長の出選は委員会の中での互選とする。

（役職）

第3条 選考委員会は、会長、副会長、監査のそれぞれの役職ごとに候補者を選考し、その結果を原案として、年度当初総会に提案する。

（欠員の補充）

第4条 任期途中で会長、副会長、監査の役職に欠員が出た場合は、残った任期について新たな人物を選出するか、現役員で兼任するか、欠員のままにするかを会長が判断し、理事会で承認する。

（内規の改廃）

第5条 本内規の改廃は、理事会が行う。

付則

第6条 本内規は、平成20年5月24日に制定し、平成20年度より適用する。

平成25年4月1日一部改正

平成31年1月19日一部改正

新潟市小中学校 P T A 連合会理事推薦内規

（目的）

第 1 条 本内規は新潟市小中学校 P T A 連合会規約第 6 条 3 項の規定に基づき、新潟市小中学校 P T A 連合会理事推薦に関する細則を定めることを目的とする。

（定員）

第 2 条 理事の定員は原則として 2 0 名とする。但し原則によりがたい場合は、理事会の審議を経て当該年度に限り定員を増減することができる。

（推薦母体）

第 3 条 理事の推薦母体は、新潟市の小学校長会、中学校長会、および新潟市小中学校 P T A 連合会各区 P 連とし、各推薦母体からそれぞれ 2 名ずつの理事を推薦するものとする。

（理事の資格）

第 4 条 新潟市の小学校長会、中学校長会推薦の理事は、各校長会所属の校長とする。区 P 連推薦の理事は、各区 P 連に所属する単位 P T A の会長または副会長とする。区 P 連推薦の理事の再任については、所属する単位 P T A の会員とする。

（欠員の補充）

第 5 条 任期途中で理事に欠員がでた場合は、欠員理事の推薦母体が新たに理事を推薦する。新任理事の任期は、前任理事の任期の残り期間とする。

（内規の改廃）

第 6 条 本内規の改廃は理事会が行う。

付則

第 7 条 本内規は平成 1 9 年 4 月 1 日に制定し、平成 1 9 年度理事推薦より適用する。
平成 2 4 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正